

令和 2年 2月19日提出

第 1 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

- 第 1 号議案 令和元年度浜松市一般会計補正予算（第 6 号） …… 別冊
- 第 2 号議案 令和元年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） …… 別冊
- 第 3 号議案 令和元年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） …… 別冊
- 第 4 号議案 令和元年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号） …… 別冊
- 第 5 号議案 令和元年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 3 号） …… 別冊
- 第 6 号議案 令和元年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号） …… 別冊
- 第 7 号議案 令和元年度浜松市育英事業特別会計補正予算（第 1 号） …… 別冊
- 第 8 号議案 令和元年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 3 号） …… 別冊
- 第 9 号議案 令和元年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 3 号） …… 別冊
- 第 10 号議案 令和元年度浜松市公債管理特別会計補正予算（第 1 号） …… 別冊
- 第 11 号議案 令和元年度浜松市病院事業会計補正予算（第 3 号） …… 別冊
- 第 12 号議案 令和元年度浜松市水道事業会計補正予算（第 4 号） …… 別冊
- 第 13 号議案 令和元年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 3 号） …… 別冊
- 第 14 号議案 浜松市墓園基金に関する条例の廃止について …… 1
- 第 15 号議案 浜松市旧天竜地域自治区ふるさとづくり事業基金に関する条例の
廃止について …… 3
- 第 16 号議案 浜松市手数料条例の一部改正について …… 5
- 第 17 号議案 工事請負契約の一部変更について
（（仮称）浜松市市民音楽ホール新築工事（機械設備工事）） …… 13
- 第 18 号議案 工事請負契約の一部変更について
（（仮称）浜松市市民音楽ホール新築工事（舞台設備工事）） …… 15
- 第 19 号議案 工事請負契約の一部変更について
（（仮称）浜松市市民音楽ホール新築工事（電気設備工事）） …… 17
- 第 20 号議案 市有財産処分について
（第三都田地区工場用地 1 区画） …… 19
- 第 21 号議案 市道路線認定について …… 別冊

第 22 号議案	市道路線廃止について	別冊
第 23 号議案	市道路線変更について	別冊
報 第 1 号	専決処分の報告	21
監報第 1 号	定期監査等の結果に関する報告について	別冊
監報第 2 号	現金出納検査の結果に関する報告について	別冊
第 24 号議案	令和 2 年度浜松市一般会計予算	別冊
第 25 号議案	令和 2 年度浜松市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
第 26 号議案	令和 2 年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	別冊
第 27 号議案	令和 2 年度浜松市介護保険事業特別会計予算	別冊
第 28 号議案	令和 2 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
第 29 号議案	令和 2 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計予算	別冊
第 30 号議案	令和 2 年度浜松市農業集落排水事業特別会計予算	別冊
第 31 号議案	令和 2 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計予算	別冊
第 32 号議案	令和 2 年度浜松市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
第 33 号議案	令和 2 年度浜松市育英事業特別会計予算	別冊
第 34 号議案	令和 2 年度浜松市学童等災害共済事業特別会計予算	別冊
第 35 号議案	令和 2 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計予算	別冊
第 36 号議案	令和 2 年度浜松市駐車場事業特別会計予算	別冊
第 37 号議案	令和 2 年度浜松市公債管理特別会計予算	別冊
第 38 号議案	令和 2 年度浜松市病院事業会計予算	別冊
第 39 号議案	令和 2 年度浜松市水道事業会計予算	別冊
第 40 号議案	令和 2 年度浜松市下水道事業会計予算	別冊
第 41 号議案	浜松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	25
第 42 号議案	浜松市運動広場条例の一部改正について	27

第 43 号議案	浜松市職員定数条例の一部改正について	31
第 44 号議案	浜松市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	33
第 45 号議案	浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正について	35
第 46 号議案	浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	39
第 47 号議案	浜松市社会福祉法施行条例の一部改正について	41
第 48 号議案	浜松市重度心身障害児扶養手当に関する条例の一部改正について	43
第 49 号議案	浜松市児童福祉法施行条例の一部改正について	47
第 50 号議案	浜松市介護保険条例等の一部改正について	49
第 51 号議案	浜松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	55
第 52 号議案	浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	59
第 53 号議案	浜松市天竜休日救急診療所条例の一部改正について	61
第 54 号議案	浜松市特定動物の管理に関する条例の一部改正について	63
第 55 号議案	浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部改正について	65
第 56 号議案	浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について	69
第 57 号議案	浜松市舞阪駐車場条例の一部改正について	73
第 58 号議案	浜松市地方卸売市場業務条例の一部改正について	75
第 59 号議案	浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	115
第 60 号議案	浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について	117
第 61 号議案	浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例の制定について	121
第 62 号議案	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について	123
第 63 号議案	包括外部監査契約締結について	127

第 14 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市墓園基金に関する条例の廃止について

浜松市墓園基金に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市墓園基金に関する条例を廃止する条例

浜松市墓園基金に関する条例（昭和62年浜松市条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年3月31日から施行する。

第 15 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市旧天竜地域自治区ふるさとづくり事業基金に関する条例の廃止について

浜松市旧天竜地域自治区ふるさとづくり事業基金に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市旧天竜地域自治区ふるさとづくり事業基金に関する条例を廃止する条例

浜松市旧天竜地域自治区ふるさとづくり事業基金に関する条例（平成17年浜松市条例第80号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年3月31日から施行する。

第 16 号 議 案

令和 2年 2月 19日 提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(略)		(略)	
土木・建築	<p>(1)～(80) (略)</p> <p>(81) 低炭素建築物新築等計画認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合</p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分の床面積の合計が</p> <p>あ～か (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分の床面積の合計が</p> <p>あ～か (略)</p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>(82) (略)</p> <p>(83) 低炭素建築物新築等計画変更認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）</p>	土木・建築	<p>(1)～(80) (略)</p> <p>(81) 低炭素建築物新築等計画認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合</p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分 <u>(一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。)</u>の床面積の合計が</p> <p>あ～か (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分 <u>(一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。)</u>の床面積の合計が</p> <p>あ～か (略)</p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>(82) (略)</p> <p>(83) 低炭素建築物新築等計画変更認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）</p>

ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合

次に掲げる金額の合計額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分の床面積の合計が

あ～か (略)

(エ) (略)

イ ア以外の場合

次に掲げる金額の合計額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分の床面積の合計が

あ～か (略)

(エ)・(オ) (略)

(84)～(87) (略)

(88) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号（同項第4号に規定する場合にあっては、同項第1号及び第4号）に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合

当該計画に係る一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分の床面積の合計が

ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合

次に掲げる金額の合計額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分（一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。）の床面積の合計が

あ～か (略)

(エ) (略)

イ ア以外の場合

次に掲げる金額の合計額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分（一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。）の床面積の合計が

あ～か (略)

(エ)・(オ) (略)

(84)～(87) (略)

(88) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号（同項第4号に規定する場合にあっては、同項第1号及び第4号）に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合

当該計画に係る一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分（一次エネルギー消費

あ～か (略)
(エ) (略)
イ ア以外の場合
当該計画に係る一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額
(ア)・(イ) (略)
(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分の床面積の合計が

あ～か (略)
(エ)・(オ) (略)
(89) (略)
(90) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を行う場合を除く。)
ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号(同項第4号に規定する場合にあっては、同項第1号及び第4号)に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合
当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額
(ア)・(イ) (略)
(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分の床面積の合計が

あ～か (略)
(エ) (略)
イ ア以外の場合

量の評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が

あ～か (略)
(エ) (略)
イ ア以外の場合
当該計画に係る一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額
(ア)・(イ) (略)
(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分
(一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が

あ～か (略)
(エ)・(オ) (略)
(89) (略)
(90) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を行う場合を除く。)
ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号(同項第4号に規定する場合にあっては、同項第1号及び第4号)に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合
当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額
(ア)・(イ) (略)
(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分
(一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が

あ～か (略)
(エ) (略)
イ ア以外の場合

当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分の床面積の合計が

あ～か (略)

(エ)・(オ) (略)

(91)・(92) (略)

(93) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたいものを添付する場合

次に掲げる金額の合計額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分の床面積の合計が

あ～か (略)

(エ) (略)

イ ア以外の場合

次に掲げる金額の合計額

(ア) 一戸建ての専用住宅 (仕様基準により評価を行ったものを除く。) (略)

(イ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分 (仕様基準により評価を行ったものを除く。)の申請戸数が

あ～け (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅 (仕様基準により評価を行ったものに限る。) (略)

(エ) 一戸建ての専用住宅

当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が

あ～か (略)

(エ)・(オ) (略)

(91)・(92) (略)

(93) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたいものを添付する場合

次に掲げる金額の合計額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が

あ～か (略)

(エ) (略)

イ ア以外の場合

次に掲げる金額の合計額

(ア) 一戸建ての専用住宅 (仕様基準又はモデル住宅法により評価を行ったものを除く。) (略)

(イ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分 (仕様基準又はフロア入力法により評価を行ったものを除く。)の申請戸数が

あ～け (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅 (仕様基準又はモデル住宅法により評価を行ったものに限る。) (略)

(エ) 一戸建ての専用住宅

<p>以外の住宅の住戸部分 （仕様基準により評価 を行ったものに限る。） の申請戸数が</p> <p>あ～け （略） （オ）一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 の床面積の合計が</p> <p>あ～か （略） （カ）・（キ） （略） （94）～（103） （略）</p> <p>（略）</p> <p>備考 （略）</p>	<p>以外の住宅の住戸部分 （仕様基準又はフロア <u>入力法</u>により評価を行 ったものに限る。）の申 請戸数が</p> <p>あ～け （略） （オ）一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 <u>（一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。）</u>の床面積の合 計が</p> <p>あ～か （略） （カ）・（キ） （略） （94）～（103） （略）</p> <p>（略）</p> <p>備考 （略）</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市手数料条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>別表（第2条関係）</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">消 防</td> <td> <p>（1）～（37） （略）</p> <p>（38） 高圧ガスの容器検 査又は容器再検査の申 請 ア （略） イ 繊維強化プラスチ ック複合容器又は<u>圧 縮天然ガス自動車燃 料装置用容器</u>（アに規 定する容器を除く。）</p> <p>（略） ウ・エ （略） （39）～（58） （略）</p> </td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>備考 （略）</p>	消 防	<p>（1）～（37） （略）</p> <p>（38） 高圧ガスの容器検 査又は容器再検査の申 請 ア （略） イ 繊維強化プラスチ ック複合容器又は<u>圧 縮天然ガス自動車燃 料装置用容器</u>（アに規 定する容器を除く。）</p> <p>（略） ウ・エ （略） （39）～（58） （略）</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">消 防</td> <td> <p>（1）～（37） （略）</p> <p>（38） 高圧ガスの容器検 査又は容器再検査の申 請 ア （略） イ 繊維強化プラスチ ック複合容器、<u>圧縮天 然ガス自動車燃料装 置用容器又は圧縮水 素自動車燃料装置用 容器</u>（アに規定する容 器を除く。）</p> <p>（略） ウ・エ （略） （39）～（58） （略）</p> </td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>備考 （略）</p>	消 防	<p>（1）～（37） （略）</p> <p>（38） 高圧ガスの容器検 査又は容器再検査の申 請 ア （略） イ 繊維強化プラスチ ック複合容器、<u>圧縮天 然ガス自動車燃料装 置用容器又は圧縮水 素自動車燃料装置用 容器</u>（アに規定する容 器を除く。）</p> <p>（略） ウ・エ （略） （39）～（58） （略）</p>
消 防	<p>（1）～（37） （略）</p> <p>（38） 高圧ガスの容器検 査又は容器再検査の申 請 ア （略） イ 繊維強化プラスチ ック複合容器又は<u>圧 縮天然ガス自動車燃 料装置用容器</u>（アに規 定する容器を除く。）</p> <p>（略） ウ・エ （略） （39）～（58） （略）</p>				
消 防	<p>（1）～（37） （略）</p> <p>（38） 高圧ガスの容器検 査又は容器再検査の申 請 ア （略） イ 繊維強化プラスチ ック複合容器、<u>圧縮天 然ガス自動車燃料装 置用容器又は圧縮水 素自動車燃料装置用 容器</u>（アに規定する容 器を除く。）</p> <p>（略） ウ・エ （略） （39）～（58） （略）</p>				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市手数料条例別表土木・建築の項の規定は、この条

例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 鈴木 康 友

(令和元年6月21日 第90号議案 原案可決)

工事の名称	工事の概要	区分	契約金額
(仮称) 浜松市 市民音楽ホール 新築工事(機 械設備工事)	浜松市市民音楽ホ ール新築工事に伴 う機械設備工事 一式 空気調和設備、給 排水衛生設備、消 火設備、昇降機設 備	変更前	649,000,000円
		変更後	652,683,900円

工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 鈴木 康 友

(令和元年6月21日 第91号議案 原案可決)

工事の名称	工事の概要	区分	契約金額
(仮称) 浜松市 市民音楽ホール 新築工事(舞 台設備工事)	浜松市市民音楽ホ ール新築工事に伴 う 舞 台 設 備 工 事 一式	変更前	369,600,000円
	舞 台 音 響 設 備 工 事、運 営 モ ニ タ ー 設 備 工 事、舞 台 映 像 設 備 工 事、舞 台 照 明 設 備 工 事、舞 台 設 備 工 事	変更後	372,163,000円

工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 鈴木 康 友

(令和元年9月18日 第110号議案 原案可決)

工事の名称	工 事 の 概 要	区分	契約金額
(仮称) 浜松市 市民音楽ホール 新築工事(電 気設備工事)	浜松市市民音楽ホ ール新築工事に伴 う電気設備工事 一式 電灯設備、動力設 備、雷保護設備、 受変電設備、電力 貯蔵設備、発電設 備等	変更前	390,500,000円
		変更後	393,921,000円

市有財産処分について

次のとおり市有財産を売却する。

浜松市長 鈴木 康 友

目的	財産の概要	処分予定価格	処分の相手方	備考
第三都田地区 工場用地 1区画の分譲	都田川山土地 区画整理事業 用地 54,852.74 m ²	1,601,700,008円	東京都千代田区 平河町二丁目7番9号 ナブテスコ株式会社 代表取締役 寺本 克弘	(従前地) 浜松市北区 都田町 仮換地① 7783 番 1 7783 番 2 7786 番 2 7786 番 27 仮換地② 7782 番 2 7786 番 31 7786 番 32 7786 番 33 7786 番 34 7786 番 35 7787 番 4 7788 番 6 仮換地③ 7782 番 1 7784 番 7786 番 29 7786 番 30 7786 番 36

専決処分報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、交通事故、物損事故にかかる和解及び損害賠償の額並びに工事請負契約の変更について専決処分したから報告する。

浜松市長 鈴木 康 友

道路瑕疵

専 決		和解及び損害賠償の額	相手方の住所・氏名	事故発生年月日	事故発生場所及び事故の内容
番号	年月日				
45	令和元年 12月12日	和 解 127,080円	磐田市 川袋 A氏	令和元年 9月24日	浜松市東区 将監町43番地の1 地先 物損事故
事故の状況		午前 7 時 40 分頃、相手方車両が市道将監 20 号線を北進中、周囲の道路全体が沈み込んでいたため浮き上がった状態となったマンホールに接触し、バンパーを破損した物損事故である。			
負担割合		浜松市 70% 相手方 30%			
対 策		令和元年 10 月 補修工事完了。			
46	令和元年 12月16日	和 解 9,829円	浜松市天竜区 佐久間町中部 B氏	令和元年 10月22日	浜松市浜北区 尾野2835番地の1 地先 物損事故
事故の状況		午後 6 時 6 分頃、相手方車両が国道 362 号を東進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅 60cm、長さ 130 cm、深さ 15 cm）に右側前輪を落とし、タイヤを損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市 70% 相手方 30%			
対 策		令和元年 10 月 補修工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
47	令和元年 12月16日	和 解 35,905円	浜松市浜北区 中瀬 C氏	令和元年 10月22日	浜松市浜北区 尾野2835番地の1 地先 物損事故
	事故の状況	午後 7 時 10 分頃、相手方車両が国道 362 号を東進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅 60cm、長さ 130 cm、深さ 15 cm）に右側前輪を落とし、タイヤ及びホイールを損傷した物損事故である。			
	負担割合	浜松市 70% 相手方 30%			
	対策	令和元年 10 月 補修工事完了。			
48	令和元年 12月16日	和 解 56,364円	浜松市浜北区 中瀬 D氏	令和元年 10月22日	浜松市浜北区 尾野2835番地の1 地先 物損事故
	事故の状況	午後 7 時 57 分頃、相手方車両が国道 362 号を東進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅 60cm、長さ 130 cm、深さ 15 cm）に右側前輪を落とし、タイヤ及びホイールを損傷した物損事故である。			
	負担割合	浜松市 70% 相手方 30%			
	対策	令和元年 10 月 補修工事完了。			
1	令和2年 1月8日	和 解 63,186円	浜松市浜北区 宮口 E氏	令和元年 10月29日	浜松市中区 住吉五丁目8番22号 地先 物損事故
	事故の状況	午後 3 時 30 分頃、相手方車両が市道住吉 9 号線を西進中、路面から剥離したアスファルト片を後輪に巻き込むとともに、当該アスファルトの剥離により道路上に発生した穴ぼこ（幅 30cm、長さ 50cm、深さ 8cm）に左側後輪を落とし、タイヤ及びリアバンパーを損傷した物損事故である。			
	負担割合	浜松市 70% 相手方 30%			
	対策	令和元年 11 月 補修工事完了。			

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
49	令和元年 12月18日	和 解 7,254円	愛知県新城市 川合 F 氏	令和元年 7月30日	浜松市天竜区 佐久間町大井 2179番地の1地先 交通事故（物損）
事故の状況		午後 1 時 55 分頃、公用車が国道 473 号を北西へ走行中、左カーブにて公用車及び対向車のサイドミラーが接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市 30% 相手方 70%			
対 策		事故を起こした職員に対し厳重注意を行った。また、天竜区行政推進会議において全所属長に対し、事故の発生と概要を周知し、狭い道路を走行する際には、特に注意して運転するよう呼びかけた。			

物損事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
50	令和元年 12月10日	和 解 910,774円	浜松市東区 有玉北町1415番地の 1 トキワ・オート株式 会社 代表取締役 中村 元一	令和元年 7月22日	浜松市南区 新橋町1050番地 新津協働セン ター駐車場内 物損事故
事故の状況		大雨により新津協働センター駐車場が冠水した際、駐車してあったリース契約中の公用車が水没し全損した物損事故である。			
2	令和2年 1月14日	和 解 99,935円	浜松市東区 小池町 G 氏	令和元年 11月19日	浜松市東区 市野町2715番地 与進北小学校内 物損事故
事故の状況		相手方車両が浜松市立与進北小学校東門から道路に出るため停車していた際、強風により門扉が閉まり、左側前ドアに接触して損傷した物損事故である。			

工事請負契約の変更

専 決		工事の名称	契約金額		契約変更 年 月 日
番号	年 月 日		変更前	変更後	
51	令和元年 11月18日	(国) 473号 (仮称) 新々 原田橋上部工工事	1,743,130,000円	1,743,029,900円	令和元年 11月18日
	変更の理由 交通誘導警備員減工に伴う減額変更 減額率 $\Delta 0.006\%$				
	工事の概要 橋梁上部工 工事施工延長 L=298.929m 工場製作工 1式 鋼橋架設工 1式 契約者住所 静岡市葵区黒金町11-7 氏 名 JFEエンジニアリング株式会社 静岡支店 支店長 白石 修 議決状況等 当初契約：平成29年10月16日 第96号議案 原案可決 1,677,240,000円 変更契約：令和元年 9月18日 第112号議案 原案可決 1,743,130,000円				
52	令和元年 11月25日	浜北平口サッカー場 (スポーツ広場)人工芝 改修工事	343,440,000円	343,423,170円	令和元年 11月25日
	変更の理由 人工芝舗装基層の設計変更に伴う減額変更 減額率 $\Delta 0.005\%$				
	工事の概要 人工芝改修工事 15,600㎡ 400mトラック舗装(高密度人工芝) 直線走路80m 幅1.25m×2レーン サッカーグラウンド舗装(ロングパイル人工芝) 105m×68m クロスカントリー舗装(高密度人工芝) 1周450m 幅2.5m 直線走路舗装(全天候型) 120m 幅1.25m×2レーン 契約者住所 浜松市中区布橋二丁目6番1号 氏 名 須山建設株式会社 取締役社長 須山 宏造 議決状況等 平成31年2月21日 第18号議案 原案可決				

第 41 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に
ついて

浜松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

浜松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年浜松市条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>浜松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第9条第1項</u>の規定の趣旨にのっとり、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項</u>の規定の趣旨にのっとり、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 42 号 議 案

令和 2年 2月 19日 提 出

浜松市運動広場条例の一部改正について

浜松市運動広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市運動広場条例の一部を改正する条例

浜松市運動広場条例（平成11年浜松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後			
(名称及び位置) 第2条 運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称	位置	名称	位置		
(略)		(略)			
浜松市春野総合運動場	(略)	浜松市春野総合運動場	(略)		
浜松市春野犬居スポーツ広場	浜松市天竜区春野町堀之内997番地の1				
浜松市春野熊切スポーツ広場	浜松市天竜区春野町石打松下223番地の1				
浜松市春野気田スポーツ広場	(略)	浜松市春野気田スポーツ広場	(略)		
(略)		(略)			
別表第1（第3条・第4条関係）		別表第1（第3条・第4条関係）			
名称	開場時間	休場日	名称	開場時間	休場日
(略)			(略)		
浜松市春野総合運動場	(略)		浜松市春野総合運動場	(略)	
浜松市春野犬居スポーツ広場	(1) スポーツ広場 日の出から午後9時まで (5月1日から9月15日まで)				
浜松市春野熊切スポーツ広場	(2) 夜間照明設備 日没から午後9時まで(5月1日から9月15日まで) は、午後9時30分まで)				
浜松市春野気田スポーツ広場	(略)		浜松市春野気田スポーツ広場	(略)	
(略)			(略)		

別表第2（第7条・第18条関係）	別表第2（第7条・第18条関係）
1～7（略）	1～7（略）
<u>8 浜松市春野犬居スポーツ広場及び浜松市春野熊切スポーツ広場</u>	
<u>夜間照明設備 1回につき 3,880</u>	
<u>円</u>	
<u>9～11</u> （略）	<u>8～10</u> （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 43 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市職員定数条例の一部改正について

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例

浜松市職員定数条例（昭和28年浜松市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>3,309人</u></p> <p>(3) 上下水道部の職員 <u>252人</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員</p> <p>ア 事務部局の職員及び学校以外の教育機関の職員 <u>168人</u></p> <p>イ 学校の職員 <u>4,425人</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>3,262人</u></p> <p>(3) 上下水道部の職員 <u>250人</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員</p> <p>ア 事務部局の職員及び学校以外の教育機関の職員 <u>167人</u></p> <p>イ 学校の職員 <u>4,498人</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 44 号 議 案

令和 2年 2月 19日 提 出

浜松市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

浜松市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

浜松市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年浜松市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に<u>基き</u>職員のサービスの宣誓に関し規定することを目的とする。</p> <p>（職員のサービスの宣誓）</p> <p>第2条 （略）</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第31条の規定に<u>基づき</u>職員のサービスの宣誓に関し規定することを目的とする。</p> <p>（職員のサービスの宣誓）</p> <p>第2条 （略）</p> <p><u>2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記第1号様式及び第2号様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 45 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正に
ついて

浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正
する条例

浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例（昭和31年浜松市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 非常勤の特別職の職員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 附属機関の長(介護認定審査会及び障害支援区分審査会の合議体の長を含む。以下同じ。) <u>次号から第20号までに定める</u>日額に1,000円を加算した額</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) 附属機関の構成員(<u>前2号に掲げる者</u>を除く。) 日額5,000円</p> <p>(21)～(31) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第23号から第28号までに掲げる</u>者が8時間を超えて勤務した場合における報酬の額は、その超えて勤務した時間に対して勤務1時間につき1,225円を同項に規定する報酬の日額に加算した額とする。</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前条第1項各号に掲げる者(同項第1号、第6号、第9号、第10号、第14号及び<u>第21号から第30号までに掲げる者</u>を除</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 非常勤の特別職の職員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 附属機関の長(介護認定審査会及び障害支援区分審査会の合議体の長を含む、<u>学校運営協議会の長を除く。</u>以下同じ。) <u>次号、第20号及び第21号に定める</u>日額に1,000円を加算した額</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) <u>学校運営協議会の委員</u> 日額2,000円</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) 附属機関の構成員(<u>前3号に掲げる者</u>を除く。) 日額5,000円</p> <p>(22)～(32) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第24号から第29号までに掲げる</u>者が8時間を超えて勤務した場合における報酬の額は、その超えて勤務した時間に対して勤務1時間につき1,225円を同項に規定する報酬の日額に加算した額とする。</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前条第1項各号に掲げる者(同項第1号、第6号、第9号、第10号、第14号、<u>第19号及び第22号から第31号までに掲</u></p>

く。)がその執行機関の委員長、会長若しくは副会長又は附属機関の長に就任し、又はその職務を退任したこと(前項に規定する任期満了、辞職、失職又は死亡によりその職を離れる場合を除く。)その他の事由により報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

3～5 (略)

(費用弁償)

第4条 第2条第1項の規定による報酬を受ける者(同項第14号及び第17号から第31号までに掲げる者を除く。)が公務のため旅行するときは、副市長に支給する旅費に相当する費用を支給する。

2 第2条第1項第14号及び第17号から第31号までに掲げる者が公務のため旅行するときは、行政職給料表に掲げる3級の市職員に支給する旅費に相当する費用を支給する。

3 (略)

4 日額の報酬を受ける者(第2条第1項第1号から第8号まで及び第15号から第20号までに掲げる者を除く。)が、前3項の規定により費用弁償を受ける場合は、その日額の報酬は支給しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

5 (略)

(調整措置)

第5条 常勤を要する特別職及び一般職の職員が第2条第1項第1号から第20号までに規定する委員等を兼ねるときは、その兼ねる委員等として受けるべき同項第1号から

げる者を除く。)がその執行機関の委員長、会長若しくは副会長又は附属機関の長に就任し、又はその職務を退任したこと(前項に規定する任期満了、辞職、失職又は死亡によりその職を離れる場合を除く。)その他の事由により報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

3～5 (略)

(費用弁償)

第4条 第2条第1項の規定による報酬を受ける者(同項第14号及び第17号から第32号までに掲げる者を除く。)が公務のため旅行するときは、副市長に支給する旅費に相当する費用を支給する。

2 第2条第1項第14号及び第17号から第32号までに掲げる者が公務のため旅行するときは、行政職給料表に掲げる3級の市職員に支給する旅費に相当する費用を支給する。

3 (略)

4 日額の報酬を受ける者(第2条第1項第1号から第8号まで及び第15号から第21号までに掲げる者を除く。)が、前3項の規定により費用弁償を受ける場合は、その日額の報酬は支給しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

5 (略)

(調整措置)

第5条 常勤を要する特別職及び一般職の職員が第2条第1項第1号から第21号までに規定する委員等を兼ねるときは、その兼ねる委員等として受けるべき同項第1号から

第20号までの報酬は、支給しない。

第21号までの報酬は、支給しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正する条例（平成22年浜松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 当分の間、浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例第2条第1項第17号及び第20号の規定にかかわらず、同項第17号に掲げる者（同号に規定する合議体の長並びに同項第18号に規定する附属機関及び市長が定める附属機関の長を除く。）及び同項第20号に掲げる者のうち、市外に居住するものに対する報酬の額は、なお従前の例による。	附 則 2 当分の間、浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例第2条第1項第17号及び第21号の規定にかかわらず、同項第17号に掲げる者（同号に規定する合議体の長並びに同項第18号に規定する附属機関及び市長が定める附属機関の長を除く。）及び同項第21号に掲げる者のうち、市外に居住するものに対する報酬の額は、なお従前の例による。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 46 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
改正について

浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例

浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年浜松市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) (略)	(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第5号の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

第 47 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市社会福祉法施行条例の一部改正について

浜松市社会福祉法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

第 48 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市重度心身障害児扶養手当に関する条例の一部改正について

浜松市重度心身障害児扶養手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市重度心身障害児扶養手当に関する条例の一部を改正する条例

浜松市重度心身障害児扶養手当に関する条例（昭和45年浜松市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（用語の定義）</u></p> <p><u>第2条 この条例において「児童」とは、20歳未満であつて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）別表第3に規定する1級の程度の障害の状態にある者をいう。</u></p> <p>（支給要件）</p> <p><u>第3条 市は、児童の父若しくは母がその児童を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該児童の父母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、重度心身障害児扶養手当（以下「扶養手当」という。）を支給する。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、扶養手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) （略）</p> <p><u>(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条第2号に規定する厚生労働省令で定める施設に収容されているとき。</u></p> <p>(3) （略）</p>	<p><u>第2条 削除</u></p> <p>（支給要件）</p> <p><u>第3条 市は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条第1項の認定を受けている者（当該認定に係る障害児が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に規定する1級の程度の障害の状態にある者（以下「児童」という。）である者に限る。以下「特別児童扶養手当受給者」という。）に対し、重度心身障害児扶養手当（以下「扶養手当」という。）を支給する。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、扶養手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) （略）</p> <p><u>(2) （略）</u></p>

<p>3 第1項の規定にかかわらず、扶養手当は、<u>父母に対する扶養手当にあつては当該父母が、養育者に対する扶養手当にあつては当該養育者が、浜松市内に住所を有しないときは、支給しない。</u></p> <p>(扶養手当の額)</p> <p>第4条 扶養手当の月額は、児童1人につき<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前年の所得（政令第4条及び第5条の規定により算出して得た額をいう。次号において同じ。）が政令第2条第1項の規定により算出して得た額（以下「基準額」という。）以上で基準額に1.5を乗じて得た額以下である者 政令別表第3に規定する1級の程度の障害の状態にある者に支給される額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(2) <u>前年の所得が基準額に1.5を乗じて得た額を超える者 政令別表第3に規定する1級の程度の障害の状態にある者に支給される額の4分の1に相当する額</u></p> <p>(3) <u>前2号に規定する者以外の者</u> <u>5,000円</u></p> <p>(支給制限)</p> <p>第7条</p> <p>(略)</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、扶養手当は、<u>特別児童扶養手当受給者が、浜松市内に住所を有しないときは、支給しない。</u></p> <p>(扶養手当の額)</p> <p>第4条 扶養手当の月額は、児童1人につき<u>5,000円</u>とする。</p> <p>(支給制限)</p> <p>第7条 <u>法第6条から第8条までの規定により特別児童扶養手当を支給されない受給資格者に対しては、当該支給されない月に対応する月分の扶養手当は、支給しない。</u></p> <p><u>2</u> (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 改正後の浜松市重度心身障害児扶養手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月分の重度心身障害児扶養手当から適用し、同年3月分までの重度心身障害児扶養手当については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年4月分から令和3年3月分までの重度心身障害児扶養手当については、新条例第4条及び第7条第1項の規定は適用せず、改正前の浜松市重度心身障害児扶養手当に関する条例第4条の規定はなおその効力を有する。この場合において、同条第1号中「2分の1」とあるのは「4分の1」と、同条第2号中「4分の1」とあるのは「8分の1」とする。

第 49 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市児童福祉法施行条例の一部改正について

浜松市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

浜松市児童福祉法施行条例（平成24年浜松市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準）</p> <p>第4条 法第34条の8の2第1項の規定により条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。</p>	<p>（放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準）</p> <p>第4条 法第34条の8の2第1項の規定により条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。<u>この場合において、同令第10条第3項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（放課後児童支援員として配置される日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の翌々年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 50 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市介護保険条例等の一部改正について

浜松市介護保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市介護保険条例等の一部を改正する条例

(浜松市介護保険条例の一部改正)

第1条 浜松市介護保険条例(平成12年浜松市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 保険料(第4条—<u>第13条</u>)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 保険料(第4条—<u>第13条の2</u>)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>(災害等による期限の延長)</u></p> <p><u>第13条の2 市長は、災害その他やむを得ない理由により、この条例に定める申出、申告又は納付(以下「申出等」という。)に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による指定は、市長が公示によって行うものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申出等に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該申出等をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内において当該期限を延長するものとする。</u></p> <p><u>4 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、その理由を記載した書面でし</u></p>

<p>第4章 雑則 (委任) 第14条 (略)</p>	<p><u>なければならない。</u> 5 市長は、<u>第3項の規定により期限を延長したときは、期日その他必要な事項を当該申出等をすべき者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。</u> 第4章 雑則 (委任) 第14条 (略)</p>
-------------------------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 浜松市国民健康保険条例（昭和34年浜松市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(普通徴収に係る保険料の納期) 第16条 (略) 2 (略) 3 <u>前2項の規定による保険料の納期の末日が、浜松市の休日</u>を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日に該当するときは、<u>前2項の規定にかかわらず、その日の翌日</u>をその納期の末日とみなす。</p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期) 第16条 (略) 2 (略) <u>(災害等による納期限の延長)</u> 第16条の2 市長は、<u>災害その他やむを得ない理由により、納期限までに保険料の納付をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該納期限を延長するものとする。</u> 2 <u>前項の規定による指定は、市長が公示によって行うものとする。</u> 3 市長は、<u>災害その他やむを得ない理由によ</u></p>

<p>(普通徴収に係る保険料の納期前の納付)</p> <p>第16条の2 (略)</p>	<p><u>り、納期限までに保険料の納付をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該納付をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内において当該納期限を延長するものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、その理由を記載した書面で行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>市長は、第3項の規定により納期限を延長したときは、期日その他必要な事項を当該納付をすべき者に通知しなければならない。当該納期限の延長を認めないときも、また同様とする。</u></p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期前の納付)</p> <p>第16条の3 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 浜松市後期高齢者医療に関する条例（平成20年浜松市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の規定による保険料の納期の末日が、浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日に該当するときは、前2項の規定にかかわらず、その日の翌日とその納期の末日とみなす。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(災害等による納期限の延長)</u></p>

<p>(普通徴収に係る保険料の納期前の納付)</p> <p><u>第3条の2</u> (略)</p>	<p><u>第3条の2</u> 市長は、災害その他やむを得ない理由により、納期限までに保険料の納付をすることができないと認める場合には、<u>地域、期日その他必要な事項を指定して当該納期限を延長するものとする。</u></p> <p><u>2</u> 前項の規定による指定は、市長が公示によって行うものとする。</p> <p><u>3</u> 市長は、災害その他やむを得ない理由により、納期限までに保険料の納付をすることができないと認める場合には、<u>第1項の規定の適用がある場合を除き、当該納付をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内において当該納期限を延長するものとする。</u></p> <p><u>4</u> 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、その理由を記載した書面で行わなければならない。</p> <p><u>5</u> 市長は、<u>第3項の規定により納期限を延長したときは、期日その他必要な事項を当該納付をすべき者に通知しなければならない。当該納期限の延長を認めないときも、また同様とする。</u></p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期前の納付)</p> <p><u>第3条の3</u> (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 51 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

浜松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年浜松市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（償還免除等）</u></p> <p>第14条 災害援護資金に係る償還免除、一時償還、<u>違約金及び償還金支払猶予</u>については、<u>法第13条及び政令第8条から第11条までの規定</u>によるものとする。</p>	<p><u>（償還金の支払猶予等）</u></p> <p>第14条 災害援護資金に係る<u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等</u>、一時償還及び違約金については、<u>法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定</u>によるものとする。</p> <p><u>（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）</u></p> <p>第15条 市は、<u>法第18条の規定に基づき、浜松市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>（委員）</u></p> <p>第16条 委員会は、<u>委員7人以内で組織する。</u></p> <p><u>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 医師</u></p> <p><u>(2) 弁護士</u></p> <p><u>(3) 学識経験を有する者</u></p> <p><u>3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>（委員長）</u></p> <p>第17条 <u>委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委</u></p>

<p>(委任)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p><u>員がその職務を代理する。</u></p> <p><u>(会議)</u></p> <p>第18条 <u>委員会の会議は、委員長が招集し、</u> <u>会議の議長となる。</u></p> <p>2 <u>委員会は、委員の過半数が出席しなけれ</u> <u>ば会議を開くことができない。</u></p> <p>3 <u>会議の議事は、出席した委員の過半数を</u> <u>もって決し、可否同数のときは、議長の決</u> <u>するところによる。</u></p> <p>4 <u>委員会は、必要があると認めるときは、</u> <u>会議に関係者の出席を求め、意見を聴くこ</u> <u>とができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第19条 (略)</p>
-----------------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 52 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市病院事業の設置等に関する条例（昭和48年浜松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 病院の診療科目は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">浜松医療センター</td> <td style="text-align: center;">(略) <u>神経内科</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	名称	診療科目	浜松医療センター	(略) <u>神経内科</u>	(略)		<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 病院の診療科目は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">浜松医療センター</td> <td style="text-align: center;">(略) <u>脳神経内科</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	名称	診療科目	浜松医療センター	(略) <u>脳神経内科</u>	(略)	
名称	診療科目												
浜松医療センター	(略) <u>神経内科</u>												
(略)													
名称	診療科目												
浜松医療センター	(略) <u>脳神経内科</u>												
(略)													

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 53 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市天竜休日救急診療所条例の一部改正について

浜松市天竜休日救急診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市天竜休日救急診療所条例の一部を改正する条例

浜松市天竜休日救急診療所条例（平成17年浜松市条例第228号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 3 （略）	附 則 3 （略） <u>4 令和2年7月1日から規則で定める日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「浜松市天竜区二俣町二俣530番地の18」とあるのは、「浜松市天竜区二俣町二俣481番地」とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

第 54 号 議 案

令和 2年 2月 19日 提 出

浜松市特定動物の管理に関する条例の一部改正について

浜松市特定動物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市特定動物の管理に関する条例の一部を改正する条例

浜松市特定動物の管理に関する条例（平成18年浜松市条例第127号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>浜松市特定動物の管理に関する 条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に 関する法律（昭和48年法律第105号。 以下「法」という。）に定めがあるもの のほか、特定動物の管理に関し必要な事項を 定めることにより、特定動物による人の生 命、身体及び財産に対する侵害を防止する ことを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。</p> <p>(1) 特定動物 法第26条第1項に規定す る特定動物をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(特定動物の飼い主の遵守事項)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>浜松市動物の愛護及び管理に関 する条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に 関する法律（昭和48年法律第105号。 以下「法」という。）の施行について必要 な事項を定めるとともに、特定動物による 人の生命、身体及び財産に対する侵害を防 止するため、特定動物の管理に関し必要な 事項を定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。</p> <p>(1) 特定動物 法第25条の2に規定する 特定動物をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(動物愛護管理員の設置)</u></p> <p><u>第2条の2 法第37条の3第1項の規定に 基づき、同項に規定する動物愛護管理担当 職員として、動物愛護管理員を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(特定動物の飼い主の遵守事項)</p> <p>第3条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

第 55 号 議 案

令和 2年 2月 19日 提 出

浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部改正について

浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例

浜松市食品衛生法の施行に関する条例（平成12年浜松市条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（管理運営基準）</u></p> <p><u>第2条 法第50条第2項（法第62条第1項において準用する場合を含む。）に規定する公衆衛生上講ずべき措置に関して必要な基準（以下「管理運営基準」という。）は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>2 市長は、土地の状況、営業の形態その他特別の理由により管理運営基準により難いと認める場合は、公衆衛生上支障のない限り、その基準をしんしゃくすることができる。</u></p> <p><u>3 法第50条第3項（法第62条第1項において準用する場合を含む。）に規定する営業者は、危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行うよう努めなければならない。この場合において、別表第2に定める基準に適合している当該営業者に対する第1項の規定の適用については、同項中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。</u></p> <p>（許可営業以外の営業の届出）</p> <p>第4条 政令第35条各号に掲げる営業以外の営業で<u>別表第3</u>に規定するものを開始した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p><u>第2条 削除</u></p> <p>（許可営業以外の営業の届出）</p> <p>第4条 政令第35条各号に掲げる営業以外の営業で<u>別表</u>に規定するものを開始した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を削り、別表第3を別表とする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条の規定の適用がある場合においては、改正前の第2条並びに別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「法第50条第2項（法第62条第1項において準用する場合を含む。）」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第3条に規定する旧食品衛生法（第3項において「旧法」という。）第50条第2項」と、同条第3項中「法第50条第3項（法第62条第1項において準用する場合を含む。）」とあるのは「旧法第50条第3項」と、改正前の別表第1中「営業（法第62条第1項に規定するおもちゃを製造し、輸入し、又は販売する業を含む。）」とあるのは「営業」と、「、容器包装及びおもちゃ」とあるのは「及び容器包装」と、改正前の別表第2中「営業（法第62条第1項に規定するおもちゃを製造し、輸入し、又は販売する業を含む。）」とあるのは「営業」とする。

第 56 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について

浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年浜松市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録の申請)</p> <p>第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>(登録の実施等)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、<u>前条第1項各号</u>に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(登録の実施等)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、<u>前条第1項第1号から第4号まで</u>に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第6条 浄化槽保守点検業者は、<u>第3条第1項各号</u>に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第6条 浄化槽保守点検業者は、<u>第3条第1項第1号から第4号まで</u>に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第9条 (略)</p>

<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p><u>5 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所に置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修を受けさせなければならない。</u></p>
----------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項第5号の規定は、この条例の施行の日以後にされる同項の規定による申請について適用し、同日前にされた改正前の第3条第1項の規定による申請については、なお従前の例による。

第 57 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市舞阪駐車場条例の一部改正について

浜松市舞阪駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市舞阪駐車場条例の一部を改正する条例

浜松市舞阪駐車場条例（平成17年浜松市条例第239号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料金の納付)</p> <p>第14条 浜松市渚園駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を自動車を入場させる際に納付しなければならない。ただし、次項に規定する回数駐車券による場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(利用料金の納付)</p> <p>第14条 浜松市渚園駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を自動車を出場させる際に納付しなければならない。ただし、次項に規定する回数駐車券による場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に入場する自動車に係る利用料金の納付について適用し、同日前に入場した自動車に係る利用料金の納付については、なお従前の例による。

第 58 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市地方卸売市場業務条例の一部改正について

浜松市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

浜松市地方卸売市場業務条例（昭和47年浜松市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食肉の取引の適正化、その生産及び流通の円滑化並びに品質管理の高度化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため設置する地方卸売市場の業務について卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）及び<u>静岡県卸売市場条例（昭和46年静岡県条例第51号）</u>の規定に基づき、必要な事項を定める。</p> <p>(取扱品目)</p> <p>第3条 市場の<u>取扱品目の部類及び取扱品目</u>は、<u>次のとおりとする。</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第5条）</u></p> <p><u>第2章 市場関係事業者</u></p> <p><u>第1節 卸売業者（第6条—第18条）</u></p> <p><u>第2節 買受人（第19条—第22条）</u></p> <p><u>第3節 附属営業人（第23条—第28条）</u></p> <p><u>第3章 売買取引及び決済の方法（第29条—第47条）</u></p> <p><u>第4章 市場施設の使用（第48条—第55条）</u></p> <p><u>第5章 監督（第56条—第59条）</u></p> <p><u>第6章 市場取引委員会（第60条）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第61条—第66条）</u></p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食肉の取引の適正化、その生産及び流通の円滑化並びに品質管理の高度化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため設置する地方卸売市場の業務について卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の規定に基づき、必要な事項を定める。</p> <p>(取扱品目)</p> <p>第3条 市場の取扱品目は、<u>肉類及びその加工品（以下「食肉」という。）とする。</u></p>

食肉部、肉類及びその加工品

(開場の期日)

第4条 市場は、次に掲げる日(以下これらを「休日」という。)を除き、開場するものとする。

(1) 日曜日並びに毎月の第2土曜日及び第4土曜日

(2)・(3) (略)

2 (略)

(開場の時間等)

第5条 (略)

2 卸売業者(法第58条第1項の規定により

知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項に規定する開場の時間の範囲内で市長が定める。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(開場の期日)

第4条 市場は、次に掲げる日(以下これらを「休日」という。)を除き、開場するものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2)・(3) (略)

2 (略)

(開場の時間)

第5条 (略)

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売の業務の許可)

第6条 卸売の業務(市場に出荷される食肉について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。

(1) その許可をすることによって卸売業者(前項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の数が次条に規定する数を超える

こととなるとき。

(2) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4) 申請者が、第59条第1項の規定による前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(5) 申請者が、第59条第1項の規定による前項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(6) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であるとき。

(7) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの者と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)であるとき。

(8) 申請者が、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。

(9) 申請者が、暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

(10) 申請者が、卸売の業務を公正かつ適確に遂行するために必要な知識経験及び資力信用を有しない者であるとき。

(11) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第59条第1項の規定による前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者

エ 第59条第1項の規定による前項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

オ 暴力団員等

3 市長は、第1項の許可の申請をした者が第

(卸売業者の数)

第6条 (略)

(保証金の預託等)

第7条 卸売業者は、卸売の業務の許可を受けた日から1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 (略)

(保証金の額等)

第8条 卸売業者が預託すべき保証金の額は、50万円以上300万円以下の金額の範囲内において規則で定める。

2 前項に規定する保証金は、国債証券、地方債証券その他規則で定める有価証券をもって代用することができる。

3 (略)

(保証金の追加預託等)

第9条 卸売業者は、保証金を預託した後において預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、市長の指定する期間内に当該不足金額に相当する額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する保証金の預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことが

16条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるときは、第1項の許可をしないことができる。

(卸売業者の数)

第7条 (略)

(保証金の預託等)

第8条 卸売業者は、第6条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市に預託しなければならない。

2 (略)

(保証金の額等)

第9条 卸売業者が預託しなければならない保証金の額は、50万円以上300万円以下の金額の範囲内において規則で定める額とする。

2 前条第1項の保証金は、国債証券、地方債証券その他規則で定める有価証券をもってこれに充てることができる。

3 (略)

(保証金の追加預託等)

第10条 保証金について差押え、仮差押え又は仮処分の命令の送達があったとき、国税滞納処分若しくは地方税滞納処分又はこれらの例による処分があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足した金額に相当する金額を保証金として追加預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、同項に規定する期間

できない。

- 3 第1項に規定する預託については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保証金による優先弁済)

第10条 市長は、市場につき卸売業者から收受する使用料その他市場に関し、市長に納付すべき金額の納付を怠ったときは、当該卸売業者が預託した保証金について他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有するものとする。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有するものとする。

- 3 第1項に規定する優先して弁済を受ける権利は、前項に規定する優先して弁済を受ける権利に優先する。

(保証金の返還)

第11条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

が経過した後は、その預託を完了するまでの間は、卸売の業務を行うことができない。

- 3 第1項の規定による預託については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第11条 市は、卸売業者が第54条第1項に規定する使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠った時は、当該卸売業者が預託した保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第12条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。

(名称の変更等の届出)

第13条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第6条第1項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

(2) 第6条第1項の許可の申請の内容(規則で定めるものに限る。)に変更があったとき。

2 卸売業者が死亡し、又は合併以外の事由により解散したときは、その相続人又は清算人若しくは破産管財人は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第14条 卸売業者が事業(卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合(卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項の許可の申請」とあるのは「第14条第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分

割により卸売の業務を承継する法人」と、同条第3項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第14条第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と、「第1項の許可を」とあるのは「第14条第1項又は第2項の認可を」と読み替えるものとする。

4 第1項又は第2項の認可を受けて卸売業者の地位を承継した者は、譲渡人又は合併前若しくは分割前の法人が使用指定を受けていた市場施設の使用を認められたものとする。

(卸売の業務の相続)

第15条 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた卸売の業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 相続人が前項の規定による申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでの間は、被相続人に対してした第6条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の認可については、第6条第2項及

び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項の許可の申請」とあるのは「第15条第1項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る相続人」と、同条第3項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第15条第1項の認可の申請に係る相続人」と、「第1項の許可を」とあるのは「第15条第1項の認可を」と読み替えるものとする。

5 第1項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

6 第1項の認可を受けて卸売業者の地位を承継した者は、被相続人が使用指定を受けていた市場施設の使用を認められたものとする。

(卸売の業務の許可の取消し)

第16条 市長は、卸売業者が第6条第2項第2号、第3号、第5号から第9号まで又は第11号のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消さなければならない。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第6条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に卸売の業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上卸売の業務を休止したとき。

3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(せり人の指名の報告等)

第11条の2

卸売業者は、市場において行う卸売のせりの業務に従事する者（以下「せり人」という。）を指名したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する報告があった場合は、せり人に対し、せり人章を交付する。

(事業の報告)

第17条 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(せり人の指名等)

第18条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、次の各号のいずれにも該当しない者であって、卸売業者の指名を受けたものでなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

(3) 暴力団員等

(4) せりを行うために必要な経験及び能力を有しない者

2 卸売業者は、せり人を指名したときは、規則で定めるところにより直ちに市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告があったときは、せり人に対し、規則で定めるせり人章を交付する。

3 せり人がせりの業務に従事するときは、せり人章を常に着用しなければならない。

(買受人の承認)

第12条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認を受けようとする者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるときは、同項の承認をしないものとする。

3 市長は、第1項に規定する承認をした場合は、当該承認をした者（以下「買受人」という。）に対し、買受人章を交付する。

4 買受人が買受けの業務に従事するときは、買受人章を常に着用しなければならない。

(買受人の承認の取消し等)

4 せり人は、卸売のせりに従事するときは、せり人章を着用しなければならない。

(買受人の承認)

第19条 市場内において卸売業者から卸売を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしてはならない。

(1) 申請者が暴力団であるとき。

(2) 申請者が暴力団員等であるとき。

(3) 申請者が、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。

(4) 申請者が、暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

(5) 申請者が、卸売の相手方として必要な知識経験及び資力信用を有しない者であるとき。

(6) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうち暴力団員等があるとき。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、当該承認をした者（以下「買受人」という。）に対し、規則で定める買受人章を交付する。

4 買受人は、買受けの業務に従事するときは、買受人章を着用しなければならない。

(買受人の保証金)

第20条 買受人は、保証金を卸売業者に預託しなければならない。

(買受人の承認の取消し等)

第13条 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該承認を取り消し、又は売買取引の全部若しくは一部を制限するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(買受人の保証金)

第14条 買受人は、保証金を卸売業者に預託しなければならない。

(附属営業)

第15条 市長は、市場の機能の充実に図るため第3条に規定する取扱品目以外の物品の卸売又は市場の取扱品目の保管、運搬等の業務（以下これらを「附属営業」という。）を行う者に対し、市場内の施設において当該業務を営むことを許可することができる。

第21条 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該承認を取り消し、又は売買取引の全部若しくは一部を制限するものとする。

(1) 第19条第2項各号（第5号を除く。）のいずれかに該当したとき。

(2)～(5) (略)

(準用)

第22条 買受人については、第13条から第15条までの規定を準用する。

(附属営業の許可)

第23条 附属営業（市場機能の充実に図るために市場内の施設において行う第3条に規定する取扱品目以外の物品の卸売又は市場の取扱品目の保管、運搬等の業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が、第59条第1項の規定によ

る前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が、第59条第1項の規定による前項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(5) 申請者が暴力団であるとき。

(6) 申請者が暴力団員等であるとき。

(7) 申請者が、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。

(8) 申請者が、暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

(9) 申請者が、附属営業を適確に遂行するために必要な知識経験及び資力信用を有しない者であるとき。

(10) 申請者が、業務に必要な行政庁の許可を受けていない者であるとき。

(11) 申請者が法人の場合にあつては、その業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその

刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第59条第1項の規定による前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者

エ 第59条第1項の規定による前項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

オ 暴力団員等

3 市長は、第1項の許可の申請をした者が第26条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるときは、第1項の許可をしないことができる。

（保証金の預託等）

第24条 前条第1項の許可を受けた者（以下「附属営業人」という。）は、同項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市に預託しなければならない。

（許可の基準）

第16条 市長は、附属営業の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、当該許可をしないものとする。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 次条の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(4) 法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるとき。

(5) 業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(許可の取消し等)

第17条 市長は、第15条の規定により許可を受けた者（以下「附属営業人」という。）が前条第1号、第2号若しくは第4号に該当することとなったとき、その他この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき又は当該業務を的確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、当該許可を取り消すものとする。

2 市長は、附属営業人が正当な理由がなく次の各号のいずれかに該当したときは、附属営業の許可を取り消すことができる。

(1) 次条に規定する保証金を預託しないと

2 附属営業人は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額等)

第25条 附属営業人が預託しなければならない保証金の額は、当該附属営業人に係る市場使用料及び売場使用料の範囲内において市長が定める額とする。

2 前条第1項の保証金については、第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定を準用する。

(附属営業の許可の取消し)

第26条 市長は、附属営業人が第23条第2項各号（第3号及び第9号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消さなければならない。

2 市長は、附属営業人が次の各号のいずれかに該当するときは、第23条第1項の許可を取り消すことができる。

き。

(2) 附属営業の許可を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 附属営業の業務を引き続き1月以上休止したとき。

(4) 附属営業の業務を遂行しないとき。

(保証金の預託等)

第18条 附属営業人は、附属営業の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 附属営業人は、保証金を預託した後でなければその業務を開始してはならない。

3 附属営業人の預託すべき保証金の額は、第35条第1項に規定する附属営業人に係る市場使用料及び売場使用料の範囲内において市長が定める。

4 第8条第2項及び第3項、第9条並びに第10条第1項の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。

(附属営業の規制等)

第19条 市長は、附属営業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、附属営業人に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示をすることができる。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第20条 市場における売買取引は、公正かつ

(1) 正当な理由がないのに第23条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(附属営業の規制等)

第27条 市長は、附属営業人の行う業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、附属営業人に対し、その業務について必要な指示等をすることができる。

(準用)

第28条 附属営業人については、第13条から第15条までの規定を準用する。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第29条 取引参加者(法第4条第4項第2号

効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第20条の2 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる肉類及びその加工品（以下これらを「食肉」という。）の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

(1)・(2) (略)

2 卸売業者は、前項第1号アに掲げる食肉について、次に掲げる場合であって市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。

(1)～(5) (略)

(6) 緊急に出港する船舶に食肉を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の出荷開始の時刻以前に卸売をする場合

(7) 第22条第1項ただし書の規定により市場における買受人以外の者に対し、卸売をする場合

3 (略)

4 市長は、第1項第1号アの市長が定める割合を定め、又は変更しようとするときは、第40条の2に規定する浜松市地方卸売市場取引委員会（以下「市場取引委員会」という。）の意見を聴くとともに、その数値を市場内に掲示しなければならない。

5 (略)

に規定する取引参加者をいう。以下同じ。）は、市場における売買取引を公正かつ効率的に行わなければならない。

(売買取引の方法)

第30条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる食肉の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

(1)・(2) (略)

2 卸売業者は、前項第1号アに掲げる食肉について、次に掲げる場合であって市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。

(1)～(5) (略)

(6) 第32条第1項ただし書の規定により市場における買受人以外の者に対し、卸売をする場合

3 (略)

4 市長は、第1項第1号アの市長が定める割合を定め、又は変更しようとするときは、第60条第1項に規定する浜松市地方卸売市場取引委員会（以下「市場取引委員会」という。）の意見を聴くとともに、その数値を市場内に掲示しなければならない。

5 (略)

(引受け拒否の禁止)

第21条 卸売業者は、その許可に係る食肉について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではな
らない。

(卸売の相手方の制限)

第22条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア (略)

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び規則で定める承認申請書を提出して、市場取引委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

(差別的取扱いの禁止)

第31条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者、買受人その他市場の利用者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売の相手方の制限)

第32条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア (略)

イ 卸売業者が、規則で定めるところにより、市場取引委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

(3) 卸売業者が、次に掲げる者との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約（食肉の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められているものに限る。）に基づき、イに掲げる者に対して卸売をする場合であって、当該卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けているとき。

ア・イ （略）

2 （略）

（市場外にある食肉の卸売の禁止）

第23条 （略）

2 前項第1号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書にその場所の位置並びにその場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、承認の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称

(2) その場所の所在地及びその場所にある施設の名称

(3) その場所に置く食肉の種類

3 第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更する場合も同様とする。

(3) 卸売業者が、次に掲げる者との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約（食肉の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められているものに限る。）に基づき、イに掲げる者に対して卸売をする場合であって、規則で定めるところにより、当該卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けているとき。

ア・イ （略）

2 （略）

（市場外にある食肉の卸売の禁止）

第33条 （略）

2 卸売業者は、前項第1号の規定による承認を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 卸売業者は、第1項第2号の規定による承認を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 当該取引の対象となる食肉の品目
- (3) 取引方法
- (4) 当該取引方法による卸売数量の上限
- (5) 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項
- (6) 実施期間
- (7) 当該取引に参加する買受人の氏名又は名称
- (8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法
- (9) 市場外にある食肉の卸売をしようとする理由

4 (略)

(委託手数料以外の報酬の收受の禁止)

第23条の2 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第26条第1項に規定する委託手数料以外の報酬を受けてはならない。

(売買取引の制限)

第24条 せり売又は入札の方法による卸売を行う場合において、当該卸売が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はその売買を差し止め又はせり直し若しくは再入札を命じることができる。

(1) (略)

(2) 不当な値段が生じたとき、又は生じるおそれがあると認めるとき。

2 市長は、卸売業者又は買受人が次の各号のいずれかに該当した場合は、売買を差し止めることができる。

(1) 売買について、不正又は不当な行為が

4 (略)

(委託手数料以外の報酬の收受の禁止)

第34条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第41条第1項に規定する委託手数料以外の報酬を受けてはならない。

(売買取引の制限)

第35条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命じることができる。

(1) (略)

(2) 不当な価格を生じたとき又は生じるおそれがあると認めるとき。

2 卸売業者又は買受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

(1) 売買について不正又は不当な行為があ

あると認めるとき。

(2) 買受代金の支払いを怠ったとき。

(衛生上有害な食肉等の売買禁止等)

第25条 市長は、衛生上有害な食肉その他の物品が市場に搬入されることがないようにしなければならない。

2 衛生上有害な食肉その他の物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な食肉その他の物品の売買を差止め又は撤去を命じなければならない。

(卸売予定数量等の報告等)

第25条の2 卸売業者は、次に掲げる食肉について、毎開場日の規則で定める時刻までに品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(1) 当日卸売をする食肉 (次号及び第3号

ると認めるとき。

(2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な食肉等の売買禁止等)

第36条 市長は、衛生上有害な食肉その他の物品が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。

2 卸売業者、買受人及び附属営業人は、衛生上有害な食肉その他の物品を売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な食肉その他の物品の売買を差し止め、又は撤去を命じることができる。

(卸売業者による売買取引の条件の公表等)

第37条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件 (売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。) を公表しなければならない。

2 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、速やかに、規則で定めるところによりその旨及び当該受託契約約款を市長に届け出なければならない。当該受託契約約款の内容を変更したときも同様とする。

(売買取引の結果等の報告)

第38条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果 (売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。) その他の公正な食肉の取引の指標となるべき事項として規則で定めるもの(次条において「売買取引の結果等」という。)を市長に報告しなければならない。

に掲げるものを除く。)

(2) 第22条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする食肉

(3) 第23条第1項第2号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする食肉

2 卸売業者は、次に掲げる食肉について、毎開場日、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその8パーセント(消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第1号に規定する飲食料品(以下「軽減対象資産」という。))以外のもの(以下「軽減対象外資産」という。))にあつては、10パーセント)に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。)
を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした食肉(第4号に掲げるものを除く。)

(2) 相対取引により当日卸売をした食肉(次号及び第4号に掲げるものを除く。)

(3) 第22条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした食肉

(4) 第23条第1項第2号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした食肉

3 卸売業者は、開場日ごとに当日卸売した食肉について卸売代金精算日計表及び買受人等明細表を規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。

4 卸売業者は、毎月5日までに前月卸売した食肉について卸売代金精算月計表を規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第25条の3 卸売業者は、毎開場日の販売開始時刻までに前条第1項各号に掲げる食肉の数量及びその主要な産地を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、前条第2項各号に掲げる食肉の売買取引の方法ごとに卸売数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を規則で定めるところにより公表しなければならない。

(市長による卸売予定数量等の公表)

第25条の4 市長は、第25条の2第1項各号に掲げる食肉について、当日卸売される卸売予定数量及び主要な産地を規則で定めるところにより公表しなければならない。

2 市長は、第25条の2第2項各号に掲げる食肉について、主要な品目ごとの卸売数量及び主要な産地並びに売買取引の方法ごとに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を規則で定めるところにより公表しなければならない。

(委託手数料)

第26条 卸売のための販売の委託の引受けについて、卸売業者がその委託者から收受する委託手数料は、卸売をした物品の卸売金額(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格の合計額をいう。)に料率(以下「委託手数料の率」という。)を乗じて得た額にそ

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第39条

卸売業者は、規則で定めるところにより、売買取引の結果等を公表しなければならない。

(開設者による売買取引の結果等の公表)

第40条

市長は、卸売業者から第38条の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の規則で定める事項を公表しなければならない。

(委託手数料)

第41条 卸売のための販売の委託の引受けについて、卸売業者がその委託者から收受する委託手数料は、卸売をした食肉の販売金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)に料率(以下「委託手数料の率」という。)を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額を

の10パーセントに相当する額を加えた額とする。

2～4 (略)

(仕切り及び送金)

第27条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌々日までに、当該卸売をした食肉の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、軽減対象資産合計額（軽減対象資産に係る単価と数量の積の合計額をいう。以下この条において同じ。）、軽減対象外資産合計額（軽減対象外資産に係る単価と数量の積の合計額をいう。以下この条において同じ。）、軽減対象資産合計額にその8パーセントに相当する額を加えた金額及び軽減対象外資産合計額にその10パーセントに相当する額を加えた金額並びにこれらの合計額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第31条ただし書の規定による卸売代金の変更をした食肉については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、軽減対象資産合計額、軽減対象外資産合計額並びに軽減対象資産合計額にその8パーセントに相当する額を加えた金額及び軽減対象外資産合計額にその10パーセントに相当する額を加えた金額並びにこれらの合計額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただ

加えた額とする。

2～4 (略)

(支払期日、支払方法その他の決済の方法)

第42条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、規則で定める日までに、当該卸売をした食肉の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）から、受託者が定める委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用を控除した金額を支払わなければならない。この場合において、卸売業者は、規則で定める売買仕切書を委託者に送付しなければならない。

し、売買仕切書又は売買仕切金の送付の期日
について委託者との特約がある場合の期日
については、この限りでない。

(仕切り及び送金に関する特約)

2 卸売業者は、出荷者から食肉を買い受けた
ときは、出荷者に対して、規則で定める日ま
でに、当該買い受けた食肉の販売金額を支払
わなければならない。

3 買受人は、卸売業者から卸売を受けたとき
は、卸売業者に対して、規則で定める日（卸
売業者があらかじめ規則で定めるところに
より市長の承認を受けて買受人と契約で支
払猶予について定めるときは、当該契約にお
いて定められた期日）までに、当該卸売を受
けた食肉の販売金額を支払わなければならない。

4 市長は、前項に規定する契約が次の各号の
いずれかに該当する場合は、同項の承認をし
てはならない。

(1) その他の買受人に対し、不当に差別的
な取扱いとなるものであるとき。

(2) 卸売業者としての財務の健全性を損な
い、又は卸売の業務の適正かつ健全な運
営が阻害されるおそれがあると認めると
き。

5 市場における売買取引の支払方法は、現
金、送金又は市長が別に定める電子決済によ
るものとする。

6 第1項、第2項及び前項の規定にかかわら
ず、契約で支払期日、支払方法その他の決済
の方法を定める場合は、当該契約に定めると
ころによる。

(仕切り及び送金に関する特約)

第27条の2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、特約に関する書面を主たる事務所に備え、市長が求めた場合は、これを提出しなければならない。

(売買仕切金の前渡し等)

第28条 卸売業者は、出荷を誘引するために出荷者に対し、売買仕切金を前渡ししようとするとき、売買仕切金の支払いを担保する保証金を差し入れしようとするとき、又は出荷を誘引するために資金を貸し付けようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も同様とする。

(出荷奨励金の交付)

第29条 卸売業者は、市場における食肉の安定的供給の確保を図るため、あらかじめ市長の承認を受けて出荷者に対し、出荷奨励金を交付することができる。

2 市長は、前項に規定する出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、食肉の安定的供給に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(買受代金の支払義務)

第30条 買受人は、卸売業者から買い受けた食肉の代金(買い受けた金額にその8パーセント(軽減対象外資産にあつては、10パーセント)に相当する金額を加えた金額とす

第43条 卸売業者は、前条第1項の規定による売買仕切金の支払又は売買仕切書の送付について委託者と同条第6項に規定する契約を結んだときは、当該契約に関する書面を主たる事務所に備え、市長が求めた場合は、これを提出しなければならない。

(売買仕切金の前渡し等)

第44条 卸売業者は、出荷を誘引するために出荷者に対し、売買仕切金を前渡ししようとするとき、売買仕切金の支払を担保する保証金を差し入れしようとするとき又は出荷を誘引するために資金を貸し付けようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとするときも同様とする。

(出荷奨励金の交付)

第45条 卸売業者は、市場における食肉の安定的供給の確保を図るため、あらかじめ、規則で定めるところにより市長の承認を受けて出荷者に対し、出荷奨励金を交付することができる。

2 市長は、前項に規定する出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、及び卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、食肉の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

る。)を買い受けた日の翌々日(卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日)までに支払わなければならない。

2 市長は、前項に規定する特約が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしてはならない。

(1) その他の買受人に対し、不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。

(2) 卸売業者としての財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあると認めるとき。

(卸売代金の変更の禁止)

第31条 卸売業者は、卸売をした食肉その他の物品の卸売代金を変更してはならない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

第32条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、あらかじめ市長の承認を受けて買受人に対し、完納奨励金を交付することができる。

2 市長は、前項に規定する完納奨励金の交付が卸売業者としての財務の健全性をそこない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

第4章 卸売の業務に関する品質管理

(食肉の品質管理の方法)

(卸売代金の変更の禁止)

第46条 卸売業者は、卸売をした食肉の卸売代金を変更してはならない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

第47条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、あらかじめ、規則で定めるところにより市長の承認を受けて買受人に対し、完納奨励金を交付することができる。

2 市長は、前項に規定する完納奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

第32条の2 市長は、卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る食肉の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定める。

- (1) 施設の取扱品目
- (2) 施設の設定温度及び温度管理に関する事項
- (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- (4) その他卸売の業務に係る食肉の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者その他の市場関係事業者は、前項の規則で定める食肉の品質管理の方法に従わなければならない。

第5章 市場施設の利用

(施設の利用指定等)

第33条 卸売業者及び附属営業人が市場内で利用する用地、建物その他の施設（以下これらを「市場施設」という。）の位置、面積、期間その他の利用条件は、市長がこれを指定する。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、買受人その他前項に規定する者以外の者に対し、市場施設の利用を許可することができる。

(用途変更、転貸等の禁止)

第34条 市場施設について前条に規定する

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定等)

第48条 卸売業者及び附属営業人が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営及び品質管理の高度化を確保するため特に必要があると認めるときは、買受人その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その適正な使用に努めなければならない。

(用途変更、転貸等の禁止)

第49条 使用者は、当該市場施設の用途を変

利用の指定又は許可を受けた者（以下「利用者」という。）は当該施設の用途を変更し、当該施設の全部若しくは一部を転貸し、又は他人に利用させてはならない。ただし、特別の理由により市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（原状変更の禁止等）

第50条 使用者は、市場施設に造作し、模様替えをし、その他市場施設の原状に変更を加える行為をしてはならない。ただし、市場施設の原状の変更について市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 使用者が前項ただし書の規定により承認を受けて市場施設に造作し、模様替えをし、その他市場施設の原状に変更を加える行為をしたときは、市長は、使用者に対し、返還の際原状の回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命じることができる。

（返還）

第51条 使用者の死亡、使用者である法人の解散、使用者の廃業、業務に係る許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（指定又は許可の取消しその他の規制）

第52条 市長は、市場施設について、業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他

(使用料等)

第35条 利用者は、別表に定める使用料(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 管理棟及び業者事務室において使用する電気等の費用で市長の指定するものは、利用者の負担とする。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第36条 市長は、前条に規定する使用料について、特に必要があると認めるときは、これを減免することができる。

(原状変更の禁止等)

第37条 利用者は、市長の承認を受けずに、

の必要な措置を命じることができる。

(補修命令等)

第53条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命じることができる。

(使用料等)

第54条 市場施設の使用料(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)は、別表に定める額とする。

2 市場施設において使用する電気、ガス、水道、空調等の費用及びこれらの設備の維持管理に要する費用で市長の指定するものは、利用者の負担とする。

3 使用者は、その使用の有無にかかわらず、その使用料を納付しなければならない。

4 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、使用料の納付期限その他必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減免)

第55条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する使用料を減免することができる。

(1) 使用者の責めに帰すことができない理由によって市場施設が使用できなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

市場施設に建築、造作、模様替えその他その原状に変更を加えてはならない。

2 利用者は、市場施設に変更を加えたときは、返還の際、原状に回復し、又はこれに代わる費用の弁償をするものとする。

(返還)

第38条 利用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務に係る許可の取消しその他の理由により市場施設の利用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消し等)

第39条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、利用の指定又は許可の全部若しくは一部を取り消し、又は利用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命じることができる。

(補修命令等)

第40条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命じることができる。

第5章 監督

(指導及び助言)

第56条 市長は、取引参加者に対し、この条例又はこの条例に基づく規則の規定を遵守させるために必要な指導又は助言をすることができる。

(報告及び検査)

第57条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、買受人又は附属営業人に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、買受人又は附属営業人の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(改善措置命令)

第58条 市長は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置を採るべき旨を命じることができる。

2 市長は、卸売業者の財産の状況が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する場合において、卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置を採るべき旨を命じることができる。

(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合

(2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合

(3) 経常損失が規則で定める連続する事業

年度において生じた場合

3 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、買受人又は附属営業人に対し、当該買受人又は附属営業人の業務又は会計に関し必要な改善措置を採るべき旨を命じることができる。

(監督処分)

第59条 市長は、卸売業者、買受人、附属営業人又は第48条第2項の規定により市場施設を使用している者（買受人を除く。以下この条において「施設使用者」という。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は卸売業者にあつては第1号、買受人にあつては第2号、附属営業人にあつては第3号、施設使用者にあつては第4号に掲げる処分をすることができる。

(1) 第6条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命じること。

(2) 第19条第1項の承認を取り消し、又はその承認に係る売買取引の全部若しくは一部を制限すること。

(3) 第23条第1項の許可を取り消すこと。

(4) 第48条第2項の規定による許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場施設の全部若しくは一部の使用の停止を命じること。

	<p><u>2 卸売業者、買受人、附属営業人又は施設使用者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して市長が6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その卸売業者、買受人、附属営業人又は施設使用者に対しても、前項の規定を適用する。</u></p> <p><u>3 第1項第1号の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</u></p>
<p>第6章 市場取引委員会 <u>(市場取引委員会)</u></p>	<p>第6章 市場取引委員会</p>
<p><u>第40条の2 市場における売買取引に関し、必要な事項を調査審議するため浜松市地方卸売市場取引委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。</u></p>	<p><u>第60条 市は、市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市地方卸売市場取引委員会を置く。</u></p>
<p><u>2 委員会</u>は、<u>委員4人以内</u>をもって組織する。</p>	<p><u>2 市場取引委員会</u>は、<u>4人以内の委員</u>をもって組織する。</p>
<p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>3 委員</u>は、<u>卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。</u></p>
<p><u>4 委員会</u>に<u>委員長</u>を置き、<u>委員の互選</u>により定める。</p>	<p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5 市場取引委員会</u>に<u>委員長</u>を置き、<u>委員の互選</u>により定める。</p>
<p><u>5 委員長</u>は、<u>委員会</u>を代表し、<u>会務</u>を総理する。</p>	<p><u>6 委員長</u>は、<u>市場取引委員会</u>を代表し、<u>会務</u>を総理する。</p>
<p><u>6</u> (略)</p>	<p><u>7</u> (略)</p>
<p><u>7 前各項</u>に定めるもののほか、<u>委員会の運営</u></p>	<p><u>8 前各項</u>に定めるもののほか、<u>市場取引委員</u></p>

に関し必要な事項については、規則で定める。

第7章 管理

(報告等)

第41条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、買受人及び附属営業人に対し、当該業務又は財産に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(卸売業務の代行)

第42条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由により卸売業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合は、当該卸売業者に対し、販売の委託があり、又は販売の委託の申込みがあった食肉について自らその卸売の業務を行うものとする。

(市場への出入り等に対する指示)

第43条 市場への出入り、市場施設の利用又は物品等の搬入、搬出及び市場内における運搬については、市長の指示に従わなければならない。

会の組織又は運営に関する事項については、規則で定める。

第7章 雑則

(卸売の業務の代行)

第61条 市長は、卸売業者が第6条第1項の許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者（卸売業者であったものを含む。）に対しその行うことができなくなった卸売の業務に係る卸売のための販売の委託の申込みのあった食肉について、自らその卸売の業務を行うものとする。

(無許可営業の禁止)

第62条 卸売業者及び附属営業人が、それぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要があると認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命じることができる。

(市場への出入り等に対する指示)

第63条 市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の規定による指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の利用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。

(秩序の保持等)

第44条 (略)

2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し入場の制限その他必要な措置を採ることができる。

(委任)

第45条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表 (第35条関係)

区分	金額
卸売業者市場使用料	1月につき 1月の卸売金額(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格の合計額にその8パーセント(軽減対象外資産にあつては、10パーセント)に相

2 市長は、前項の規定による指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第64条 (略)

2 市場へ入場する者は、市場の清潔保持に努めるとともに、廃棄物の適正処理、排気ガス及び騒音の抑制等事業活動に伴う環境負荷の低減に努めなければならない。

3 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し入場の制限その他必要な措置を採ることができる。

(許可等の条件)

第65条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、有効期間その他の条件を付することができる。

2 前項に規定する条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(委任)

第66条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表 (第54条関係)

区分	金額
卸売業者市場使用料	1月につき 1月の販売金額の1,000分の3に相当する額

	当する額を加えた金額をいう。)の合計額の1,000分の3に相当する額	
附属営業人市場使用料	1月につき 1月の販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の1,000分の3に相当する額	
(略)		
冷蔵庫使用料	(略)	
	こ牛・こ馬	(略)
	やぎ・めん羊	(略)
	(略)	
(略)		

備考

- 1 利用面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 使用料の額が月額で定められている場合であって、その利用期間が1月未満であるときの使用料の額は、使用料の月額を30で除して得た額にその月の利用日数を乗じて得た額とする。
- 3 こ牛又はこ馬とは、体重120キログラム以下のものをいう。
- 4 (略)
- 5 上場前の食肉に係る冷蔵庫使用料は、牛又は馬にあつては半頭につき351円、豚、こ牛、こ馬、やぎ又はめん羊にあつては半頭につき58円、部分肉にあつては1キログラムにつき1円とする。

附属営業人市場使用料	1月につき 1月の販売金額の1,000分の3に相当する額	
(略)		
冷蔵庫使用料	(略)	
	子牛・子馬	(略)
	やぎ・綿羊	(略)
	(略)	
(略)		

備考

- 1 使用面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 使用料の額が月額で定められている場合であって、その使用期間が1月未満であるときの使用料の額は、使用料の月額を30で除して得た額にその月の使用日数を乗じて得た額とする。
- 3 子牛又は子馬とは、体重120キログラム以下のものをいう。
- 4 (略)
- 5 上場前の食肉に係る冷蔵庫使用料は、牛又は馬にあつては半頭につき351円、豚、子牛、子馬、やぎ又は綿羊にあつては半頭につき58円、部分肉にあつては1キログラムにつき1円とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、浜松市食肉地方卸売市場における卸売の業務（卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「旧法」という。）第4条第2項第4号に規定する卸売の業務をいう。）に関して旧法第58条第1項の規定によりされた許可その他の旧法又は静岡県卸売市場条例（昭和46年静岡県条例第51号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の浜松市地方卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）第6条第1項その他の新条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 施行日前に、改正前の浜松市地方卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、新条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 4 次の表の左欄に掲げる新条例の規定の適用については、同表の中欄に掲げる許可その他の処分を受けた者は、その許可その他の処分を受けた日において、同表の右欄に掲げる許可その他の処分を受けたものとみなす。

第6条第2項第4号、第5号並びに第11号ウ及びエ（第14条第3項及び第15条第4項において準用する場合を含む。）	旧法第65条第2項第1号の規定による旧法第58条第1項の許可の取消し	新条例第59条第1項の規定による新条例第6条第1項の許可の取消し
第6条第3項（第14条第3項及び第15条第4項において準用する場合を含む。）	旧法第65条第2項第2号又は第3号の規定による旧法第58条第1項の許可の取消し	新条例第16条第2項の規定による新条例第6条第1項の許可の取消し
第8条第1項及び第16条第2項第1号	旧法第58条第1項の許可	新条例第6条第1項の許可
第23条第2項第3号、第4号並びに第11号ウ及びエ（第28条において準用する第14条第3項及び第15条第4項において準用する場合を含む。）	旧条例又は旧条例に基づく規則に違反したことによる旧条例第17条第1項の規定による旧条例第15条の許可の取消し	新条例第59条第1項の規定による新条例第23条第1項の許可の取消し
第23条第3項（第28条において準用する第14条第3項及び第15条第4項において準用する場合を含む。）	旧条例第17条第2項第2号又は第3号の規定による旧条例第15条の許可の取消し	新条例第26条第2項の規定による新条例第23条第1項の許可の取消し
第24条第1項及び第26条	旧条例第15条の許可	新条例第23条第1項の許可

第2項第1号		
--------	--	--

(規則への委任)

- 5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

第 59 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年浜松市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 60 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について

浜松市舞阪表浜東駐車場条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市舞阪表浜東駐車場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、ビーチスポーツ及びマリンスポーツを行う者の利便性の向上を図ることにより、これらの振興に寄与するため設置する駐車場について必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 駐車場は、浜松市舞阪表浜東駐車場（以下「駐車場」という。）といい、浜松市西区舞阪町舞阪2668番24地先に置く。

(供用時間)

第3条 駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(入出場時間)

第4条 駐車場に入場し、又は出場することができる時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(駐車料金)

第5条 駐車場の使用料は、無料とする。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設を汚損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第7条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を汚損すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(供用の休止)

第8条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償の義務)

第9条 駐車場の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 61 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例の制定について

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、本市の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に定める額を控除して得た額について免除する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 62 号 議 案

令和 2年 2月19日提 出

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

総 合 整 備 計 画 書

静岡県浜松市北区引佐町寺野辺地

(辺地の人口 95 人 面積 4.9k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 浜松市北区引佐町渋川
- (2) 地域の中心の位置 浜松市北区引佐町渋川 827 番地の 1
- (3) 辺地度点数 137 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、旧渋川小学校の北西部、市道引佐西平寺野線沿いに位置し、市の中心部から遠く離れた急峻な山地に集落が開けている。

森林施業が遅れている当辺地内の林道を整備することにより林業振興と生産性の向上を図り、森林の持つ多面的機能を高めるとともに持続可能な森林経営を図りたい。

3 公共的施設の整備計画 令和2年から令和5年まで 4年間

(単位 千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道	浜松市	45,045	-	45,045	45,045
合	計	45,045	-	45,045	45,045

総 合 整 備 計 画 書

静岡県浜松市天竜区石打・柴・沢丸辺地

(辺地の人口 87人 面積 4.9k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 浜松市天竜区熊
- (2) 地域の中心の位置 浜松市天竜区熊 92 番地の 1
- (3) 辺地度数 140 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、天竜区役所の北西部、県道横山熊線沿いに位置する。

森林施業が遅れている当辺地内の林道を整備することにより林業振興と生産性の向上を図り、森林の持つ多面的機能を高めるとともに持続可能な森林経営を図りたい。

3 公共的施設の整備計画 令和2年から令和5年まで 4年間

(単位 千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道	浜松市	31,240	-	31,240	31,240
合 計		31,240	-	31,240	31,240

包括外部監査契約締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和2年4月1日
- 3 契約金額 14,616,000円を上限とする額
- 4 費用の算定方法及び支払方法
 - (1) 算定方法 契約に定める基本費用の額及び執務費用の額の合算
 - (2) 支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
 - (1) 住 所 愛知県名古屋市中区栄1丁目2番3号
 - (2) 氏 名 岡野 英生
 - (3) 資 格 公認会計士